

**静岡県告示第884号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年静岡県告示第17号の岳南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年11月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 施行者の名称  
富士市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
岳南広域都市計画道路事業 3・4・15号 左富士臨港線
- 3 事業施行期間  
平成25年1月11日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし